

# 千葉県奨励品目選定要領

## 1 趣旨

この要領は、千葉県農業基本計画で定められた農業振興の目標を達成するための奨励品目を選定し、これに必要な事項を定めたものである。

## 2 奨励品目の選定

奨励品目は、次のとおりとする。

野菜 ニンジン、ネギ、ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ラッキョウ、イチゴ、  
トマト（ミニトマト）

作物 ラッカセイ、サツマイモ

花き 鉢花

果樹 ナシ

## 3 育成、指導

奨励品目の産地形成を図るため技術指導、経営指導等の営農指導を積極的に推進するものとする。

## 4 助成

奨励品目の産地形成を積極的に推進するため、予算の範囲内で別に定める千葉県農林関係補助金交付要綱により助成するものとする。

## 5 その他

必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行し、平成13年度分から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分から施行する。